

一般財団法人日新電機グループ社会貢献基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は一般財団法人日新電機グループ社会貢献基金と称する。

(事務所)

第2条 本法人は主たる事務所を京都市右京区梅津高畝町47番地に置く。

2 本法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 本法人は、日新電機株式会社により設立された財団法人として、第4条に掲げる事業並びに活動を通じて、日新電機グループの社会貢献活動をより広く社会に公開するとともに、当該事業並びに活動の安定性・継続性を確保することを目的とする。

(事業並びに活動)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、日本全国及び海外諸国・地域において次の事業並びに活動を行う。

- (1) 技術系人材の育成
- (2) 京都を中心とした歴史的文化財の保護
- (3) 地域を中心とした環境保全活動への協力
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業並びに活動

(機関の設置)

第5条 本法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

(公告)

第6条 本法人は、電子公告により公告を行う。但し、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は官報に掲載する方法による。

第2章 財産及び会計

(財団の構成)

第7条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時に拠出された財産

- (2) 設立後の寄付金品
- (3) 財産運用収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(財産の拠出)

第8条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及び価額は次のとおりとする。

氏名 日新電機株式会社
住所 京都市右京区梅津高畝町47番地
財産 金銭
価額 金50,000,000円

(財産の種別)

第9条 本法人の財産は、基本財産及び一般財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (2) 理事会においてその他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 一般財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第10条 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。

(事業計画及び予算)

第11条 本法人の事業計画及び予算は、毎事業年度開始前に、理事会でこれを決議する。事業年度開始後にこれを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第12条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については

その内容を報告し、第2号、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間、備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業年度)

第13条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 機関

第1款 評議員及び評議員会

(定数)

第14条 評議員の定数は3名以上6名以内とする。

(職務)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、次の事項の決議を行う。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分先の決定
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 合併契約の承認、事業の全部の譲渡の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(選任)

第16条 評議員は、評議員会において選任する。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族
- ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ. 当該評議員の使用人

ニ、ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

ホ、ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ、ロからニに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ、理事

ロ、使用人

ハ、当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ、次に掲げる団体においてはその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 前項にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（解任）

第18条 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によつて解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 19 条 評議員の報酬は、年度総額 50 万円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(評議員会)

第 20 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員は、法令に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において選任する。
- 4 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に年 1 回開催する。
- 5 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 6 臨時評議員会は必要に応じて随時開催することができる。
- 7 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席で成立する。
- 8 評議員会の決議は、この定款及び法令に別の定めがある場合を除き、当該決議につき特別の利害関係を有する評議員を除き、議決に加わることができる出席評議員の過半数の賛成をもって行う。

但し、次の決議は当該決議につき特別の利害関係を有する評議員を除き、評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) 合併契約の承認、事業の全部の譲渡の承認
 - (5) その他法令又はこの定款で定められた事項
- 9 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
 - 10 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。
 - 11 法令の定めるところにより作成された評議員会議事録には、評議員会議長及び出席した理事が署名又は記名押印する。

第 2 款 理事、監事及び理事会

(理事及び監事の定数)

第 21 条 役員の定数は次のとおりとする。

- (1) 理事 3 名以上 9 名以内
内 代表理事（理事長） 1 名
常務理事（業務執行理事） 1 名
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内

(職務)

第 22 条 代表理事をもって理事長とし、理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を執行する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、本法人の日常業務を分担処理するほか、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、評議員会及び理事会招集並びに理事会議長の職務を代行する。
- 3 理事長並びに常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務執行の決定を行う。
- 5 監事は、法令及びこの定款の定めるところにより、理事の業務執行状況並びに本法人の業務及び財務の状況の監査を行う。

(選任等)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事会は、理事の中から、代表理事（理事長）並びに常務理事を選定する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

(任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は前任者の残存期間と同一とする。
- 4 理事及び監事は第 21 条に定める定数に足りなくなるときは辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 25 条 理事又は監事が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又

は監事を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 監事を解任する場合は、評議員会において決議する前に、その監事に意見を陳述する機会を与えるものとし、解任の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除き、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の賛成をもって行う。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬の金額は評議員会で定める。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(理事会)

第28条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

3 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、本法人の業務の執行の決定及び理事の職務執行の監督を行う。

4 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

5 臨時理事会は、必要に応じて随時開催することができる。

6 理事会は、理事長が招集する。なお、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

7 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

8 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席で成立する。

9 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本法人の業務執行の決定

(2) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

- (3) 規則及び規程の制定、変更及び廃止
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事（理事長）及び常務理事の選定及び解職
 - (6) 事業計画及び収支予算の承認
 - (7) 計算書類等の案の承認
 - (8) 重要な財産の処分又は譲受けの承認
 - (9) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄の承認
 - (10) 前各号に定めるものの他、法令及びこの定款に定める事項の決定
- 10 理事会の決議は、この定款及び法令に別の定めがある場合を除き、当該決議につき特別の利害関係を有する理事を除き、議決に加わることができる出席理事の過半数の賛成をもって行う。
- 11 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 12 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においてその事項を理事会に報告することを要しない。但し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告についてはこの限りではない。
- 13 理事会の議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印する。

（監事の職務及び権限）

- 第 29 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第 4 章 事務局

（設置等）

- 第 30 条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所定の要員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 5 章 定款の変更

(定款の変更)

第 31 条 この定款は、特別の利害関係を有する評議員を除き、評議員会において議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、本定款の第 3 条（目的）、第 4 条（事業並びに活動）、第 16 条（評議員の選任）及び第 18 条（評議員の解任）についても適用する。

第 6 章 解散

(解散)

第 32 条 本法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

第 7 章 公益目的取得財産残額及び残余財産の贈与先

(公益目的取得財産残額の贈与先)

第 33 条 本財団が公益認定の取得後、公益認定取消処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、理事会の決議を経た後、評議員会の決議により、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる者に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第 34 条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、理事会の決議を経た後、評議員会の決議により、本法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

2 本法人は、剰余金・残余財産の分配を行わない。

第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

第 35 条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。